

建築士事務所の更新登録

建築士事務所登録の有効期間は5年間です。更新の登録を受ける場合、建築士事務所の開設者は有効期間満了日の30日前までに更新申請をしてください。

(建築士法施行規則第 18 条)

なお、更新申請は有効期間満了日の3ヶ月前から受付を行っています。

■申請に必要な書類 <正副2部(副本はコピー可)提出>

| | | |
|---------------------------------|-------|-----|
| ①登録申請書(建築士法施行規則第 20 条関係第 5 号書式) | ***** | 第一面 |
| 所属建築士名簿 | ***** | 第二面 |
| 役員名簿【法人のみ添付】 | ***** | 第三面 |

②添付書類

●個人の場合

- ・業務概要書【第 6 号書式 添付書類(イ)】
 - ・略歴書【登録申請者 添付書類(ロ)】
 - ・略歴書【管理建築士 添付書類(ロ)】
- (※登録申請者と管理建築士が同じ場合は 1 枚で可)
- ・誓約書【添付書類(ハ)】
 - ・管理建築士の建築士免許証の写し(含む建築士免許証明書)
 - ・管理建築士の法第 24 条第 2 項に規定する講習修了証の写し

●法人の場合(上記個人添付書類に加え)

- ・定款の写し

《原本証明》コピーした定款の最終余白ページに「この写しは原本のとおりであることを証明します」と記述し、年月日・法人名・代表者氏名役名を記入し、代表者(実)印を押印。

- ・商業登記簿謄本(原本) 申請前 3 ヶ月以内のもの

※注意※定款および登記の事業目的欄:建築士事務所の業務内容の記述が必要
委任状(代理申請の場合)<社員の場合は不要>

■登録手数料愛媛県手数料条例第2条に定める額

令和元年10月1日手数料条例改正後の金額

(一級)18,000円 (二級・木造)13,000円

払込受領証の原本を申請書(副本)の第二面に貼り付けてください。

通知書発行時に、払込受領証原本もお返しいたします。

■振込先■(※払込手数料はご負担ください)

指定口座(郵便局・ゆうちょ銀行)

口座番号 : 01600-3-76581

口座名称 : 一般社団法人愛媛県建築士事務所協会

(フリガナ) : イッパシヤダンホウジン エヒケンケンチクシジムシヨキョウカイ

■提出先・問い合わせ先

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会

〒790-0002 愛媛県松山市二番町4丁目1-5 建築士会館3階

(協会へのアクセスはホームページを参照ください)

Tel 089-945-5200 Fax 089-945-5318

なお、申請書類は直接ご持参ください。直接持参できない理由(遠隔地等)のある方は、必ず受取確認のできる簡易書留等で、提出してください。